議事要旨(1) FASB及びEFRAGの開示フレームワーク意見募集へのコメント対応について

冒頭、加藤副委員長より、FASBのディスカッション・ペーパー「開示フレームワーク」及びEFRAGのディスカッション・ペーパー「注記に対する開示フレームワークへ向けて」に対するコメント案の骨子を出して今回の委員会で審議する予定であったが、実際に検討を始めたところ注記に含めるべき範囲の切り分けが難しく、検討した結果、今回の委員会では、1つの切り分けの考え方を示し、意見をいただいた上で、今後、進め方についてある程度固まったところでコメントの骨子を作成したい旨の説明がなされ、紙谷シニア・プロジェクト・マネージャーより、説明資料［審議事項(1)-1］及び［審議事項(1)-2］に基づき、詳細な説明がなされた。

説明に対する委員からの主な発言と、それらに対する事務局からのコメントは次のとおりである。

- ある委員より、次のようなコメントがあった。
  - 経営方針、経営戦略、当期の経営成績、翌期の業績の見込み及びその見込みに対して認識しているリスクが経営者と投資家のコミュニケーションの基本と考えるる。そのうち、会計基準でルールを決めて財務諸表注記として開示すべき対象としては経営成績の部分ではないかと考えている。ただし、そのように整理したとしても、感応度分析やプロフォーマ情報のように、注記に含めるのに微妙なものもいくつかある。プロフォーマ情報は MD&A での開示が適切かと思うが、感応度分析などについて仮に注記に入れるにしても一律のフォームによる開示ではなくマネジメント・アプローチのような考え方による開示が許容されるべきではないかと考える。経営戦略、方針は、経営判断に属するので注記になじまないと考えるが、ゴーイング・コンサーンについては悩ましいが、前提が重大な場合にだけ限定して注記で開示するなどという整理もあるのではないかと思う。経営判断に属する部分を注記に入れるのは無理があるのではないかと考える。

- ある委員より、次のようなコメントがあった。
  - 利用者が投資意思決定を行うにあたって利用する財務諸表の情報については経営者のバイアスが極力入っていない情報が望ましい。その関係で、まず、財務諸表の注記情報の位置づけについては、リスク情報、コーポレートガバナンスの開示、MD&A の開示が財務諸表外で行われているのかなど、どのような制度環境を前提にするかも考慮する必要があると思う。その上で、［審議事項(1)-2］の開示範囲のパターン分けに基づくと、報告日までに発生した取引、事象を財務諸表注記の中心とするものと理解している。そして、ある項目を注記の範囲内、範囲外と線引きするのかについては、概念フレームワークの質的特性の考え方を利用できな

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

いかと考えている。例えば、経営者による対応方針や戦略は主観的の要素が非常に強く、財務報告の質的特性である忠実な表現や検証可能性との関係で注記外にする整理ができないか。

これに対して、事務局より、目的適合性の点を考慮すると、検証可能性という単独の補強的な質的特性だけでは、経営戦略等を財務諸表注記外とするのは困難であるが、その他の質的特性も組み合わせて試行錯誤して現在検討中であるとの回答がなされた。

- 実務においては、有価証券報告書の提出前に、証券取引所の適時開示における決算短信で、財務諸表本体のほか、セグメント情報、1株当たり情報、重要な後発事象、会計方針の変更などの情報が決算発表時に開示され、株価が形成されている。その後に詳細な情報が有価証券報告書で注記情報として開示される。開示フレームワークと直接関連する事項ではないかもしれないが、実際の株価形成への影響という視点も考慮に入れて、財務諸表の注記情報をだれがどのような形で利用しているのかも議論することはできないか。

- ある委員より、次のようなコメントがあった。
  - ディスカッション・ペーパーを見ると、本来であれば、MD&A など財務諸表注記の外で開示されるべき項目が財務諸表注記として例示されているように思えるが、これはつまり従来の開示の枠組みを変えるということなのか。

    これに対して、事務局より、概念フレームワークの財務報告の目的である、財務諸表利用者による将来キャッシュ･フローの見通しに関する情報を提供するという観点から、財務諸表注記の候補となり得る項目がこれだけあるというのをディスカッション･ペーパーに含めているものであり、FASB 及び EFRAG がそれらの項目を全て注記に含めるべきであると考えているわけではなく、ディスカッション・ペーパーでは、財務諸表注記の範囲の切り分けをどのような判定基準に基づいて行うのがいいのかを問いかけているものである、との回答がなされた。

- ある委員より、次のようなコメントがあった。
  - 利用者の立場からは開示される情報が多いほうがいいという観点もあるかもしれないが、一方で、それだと却って利用者を惑わせるリスクもある。例えば、感応度分析の開示でいうと、企業間の比較可能性や信頼性の観点で、本当に有用かどうか不安に感じる面もあり、MD&A において開示する方が安心な面もある。
  - ある項目を財務諸表注記にするか、または、MD&A にするかの切り分けについては、財務諸表注記にするのであれば監査対象となるが、仮に監査対象となった場合にいったい何を監査するのかというような項目もある。例えば、対応方針、対応計画について、何を監査するのかという点を考慮しないと、財務諸表注記にす

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

るか、または、MD&A にするかの切り分けについて整理がつきにくいものもあると考える。

- ある委員より、次のようなコメントがあった。
  - 注記の作成において多くの仮定や判断を要するものについては、その注記で開示される結果はあくまで 1 つの考え方に従ったものにすぎない。確かに、財務諸表上の金額も、経営者による一定の判断や見積りを要するものである。しかし、作成に際して多くの仮定や判断を要する注記情報については、財務諸表上の金額と比較して、信頼性のレベル感が大きく乖離することになる。財務諸表の注記の範囲を考える際、そのような乖離をどの程度まで抑えるべきかという点を考慮することが必要。
  - ［審議事項(1)-2］の開示範囲イメージ案の B5（A2 に対する推定情報）に関して、A2（報告日における状況に基づく見積り及び公正価値によって測定されたもの）に対する推定情報とのことであるが、B5 については、開示範囲に含まれるものと含まれないものがあるのではないかという点も検討のポイントである。また、個別の科目の分解情報についてもどの程度までの分解が必要かという観点からも検討が必要。

- ある委員より、次のようなコメントがあった。
  - ディスカッション･ペーパーの内容を見ると、現状の問題点である注記の有用性の低下と情報過多という点に対する改善となるのかという危惧がある。将来のキャッシュ･フローの予測につながるものが、客観性及び信頼性に関わらず、注記項目案として何でも織り込まれてしまっている印象。財務報告全体や個別項目において推測や見積りが重要な要素を占めているものについては、その前提や背景を説明するという枠組みで注記で開示すべき項目を限定していけば、開示が有用な方向へ向かうと考える。
  - 前回の委員会でご紹介いただいた EFRAG の開示フレームの考え方において、例示されている重要性の指標の内容についてはともかく、重要性に応じて財務諸表の注記での開示を見直すというアプローチは、基本スタンスとしては、そのような方向性で議論が深まることについては賛成したい。

- ある委員より、次のようなコメントがあった。
  - 財務諸表利用者の視点からは、ある項目が注記の範囲ではないとすると、MD&A で開示する企業、開示しない企業が出てきてしまうという問題点がある。極力、財務諸表の表示に沿った形での注記を行い、それが難しければ経営者が自信をもてる範囲で注記を行うという視点も必要ではないか。作成者の議論と利用者の議論は異なるので、有用性の観点や注記や MD&A として何が相応しいかという観点

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

からうまく意見発信ができるといい。

- ある委員より、次のようなコメントがあった。
  - ディスカッション･ペーパーでは利用者のために将来キャッシュ･フローの見通しに役立つ情報を提供するという観点から議論がなされているが、企業に固有で、比較可能性もない情報が有用性や目的適合性を高めることになるのかという点を整理してコメントしてはどうか。

最後に、加藤副委員長より、今日の議論を踏まえて、FASB 及び EFRAG のディスカッション・ペーパーへのコメント案の骨子を今後の委員会に提出するので、審議していただきたいとのコメントがなされた。

以上

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。